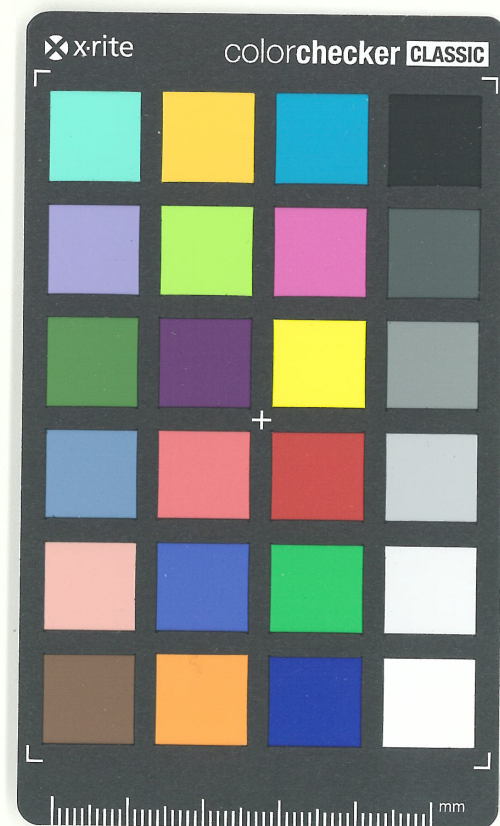


昭和四十八年
第一回臨時会
五月 七日
五月 七日
（開会 閉会）

日野市議会議録

（第十三号）

日野市議会



昭和四十八年
第一回臨時会

日 野 市 議 会 会 議 録 目 次

○五月七日(第一日)

午後二時三十七分開会

午後五時二十七分開会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
(議案 上 程)	
議案第四一号昭和四十七年度日野市一般会計補正予算(第六号)の専決処分の報告承認について	6
議案第四二号東京都十一市競輪事業組合規約の一部を改正する規約の専決処分の報告承認について	23
議案第四三号日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について	24
閉 会	34

五月七日 月曜日 (第一日)

昭和四十八年
第一回臨時会

日野市議会会議録

第十三号

五月七日月曜日(第一日)

出席議員(二十七名)

一	番	鈴	美奈子	十五番	劍	佐吉
二	番	板垣	正男	十六番	杉山	寅三郎
三	番	市川	芳太郎	十七番	名古屋	史郎
四	番	秦	正一	十八番	石川	佐太郎
五	番	滝瀬	敏朗	十九番	大下	博
六	番	池田	重太郎	二十番	高橋	通夫
七	番	林	重義	二十一番	滝瀬	政吉
八	番	谷	栄吉	二十二番	日野	源作
九	番	百	照男	二十三番	杉山	亘
十	番	米沢	照男	二十四番	伊藤	定
十一	番	西沢	保男	二十五番	清水	芳雄
十二	番	大柄	保男	二十六番	佐々木	昭雄
十三	番	岩沢	哲夫	二十七番	正国	務
十四	番	伊藤	松之輔	二十八番		
二十五	番			二十九番		
二十六	番	吉富繁枝君		三十番	三浦重春君	

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男
助役	葛西正彦
収入役	市川晴夫
企画財政部長	篠崎美雄
総務部長	遠藤政之
市民部長	赤松行雄
民生部長	松村清栄
建設部長	中島武男

水道部長	加藤一男
福祉事務所長	田中若一
病院事務長	成井正夫
課税課長	小井光之
税務管理課長	近藤修二
教育長	永野弘
学校教育課長	松本武
監査事務局長	松本松夫

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

事務局長	田倉高光
書記	朝倉敏夫
書記	武居一茂

書記	川上輝子
書記	深海弘子
書記補	安原清美

議事日程

昭和四十八年五月七日(月)
午後一時開会

一、 会議録署名議員の指名

二、 会期の決定

三、 議案第四一号 昭和四十七年度日野市一般会計補正予算(第六号)の専決処分の報告承認について

四、 議案第四二号 東京都十一市競輪事業組合規約の一部を改正する規約の専決処分の報告承認について

五、 議案第四三号 日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第一から日程第五まで

午後二時三十七分 開会

○議長（伊藤 定君） これより昭和四十八年第一回日野市議会臨時会を開会し直ちに本日の会議を開きます。ただ今の出席議員二十七名であります。

次に日程第一会議録署名議員の指名については議長において指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認め十二番大柄保君、十三番岩沢哲夫君を指名いたします。

次に日程第二会期の決定については、まず議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営副委員長（名古屋史郎君） 委員長不在です。ので代わって御報告申し上げます。開会前に議会運営委員会を開きまして本日の日程は四一号から四三号まで本日限りという事で全員一致で決定いたしました。よろしく願ひいたします。

○議長（伊藤 定君） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よって会期は本日一日限りと決定いたしました。

市長より発言の申し出がありましたのでこの際これを許します。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君） 一言市長就任の挨拶を申し求べます。私は先般の市長選挙で市民の方々から付託を受けまして市長に就任することとなり四月二十七日より登庁をして執務を行なっております。今日初めて若干の緊急議案を御審議願うため臨時議会をお願いした次第であります。この議場をお借りいたしました市民を代表されます議員の各位に対し改めて就任の御挨拶を申し上げる次第であります。申すまでもなく議決機関であります議会と、それから執行機関であります市長部局とは良く車の両輪の例にたとえられますとおり、その機能の正常な作用と運営によりまして、地方自治の本旨を高め、当局におきましては十一万市民の命と暮らし、それから安全と幸せを守り、拡大してまいらなければなりません。私も議会を尊重いたしますとともに、また住民自治の創造のために公平と誠実を旨といたしまして努める所存でございますので、これからよろしく御指導と御叱正をお願いする次第でございます。以上御挨拶を申し上げます。

○議長（伊藤 定君） これより議案第四一号…（「議長」と呼ぶ者あり）滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君） ただいま新市長の挨拶があ

りましたけれど、普通慣例で、ある市だと三役交代ということも考えられるし、あるいは交代しないでもそのまゝいるということも考えられるんで、日野市の三役いわゆる議会で同意を得た助役だとか、あるいは収入役、そして教育長につきましても当然まだ任期が残っておるし、それと同時に辞表を出されたか出されないか良く分かりませんが、新市長は命と暮らしを守るということをスローガンにし、そして立候補をし当選したんですから、当然三役の中は暮らしというのは生活がかかっているんだと。われわれども議会は報酬であるし、あなたたちは給料だと。いわゆる生活給の中で四年間の同意について真剣に市政を担当しなければならぬ立場なので、今後においてその教育長なり収入役なりあるいは助役の、任期いっぱいやらせるほうがよろしいというふうに私は思いますけど、新市長の御意見はどうであるかをお尋ねいたします。

○議長（伊藤 定君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

質問でございますのでお答えしなきゃならないわけですが、まだ就任、日も浅くいろいろと考えるところはございますけれど、まだそのいわゆる今の質問に対する回答のできるような結論を自分の考えの中に作っておりませんので、まだ暫くまだ考えさせていたきたいと思っております。

○二十二番（滝瀬政吉君）

さきほど市長は議会の意思

三百六十五万四千円、及び新井一号線の用地買収費四百二十二万円等を計上と、南平小学校仮称の用地買収費七億七千四百五十七万七千円等の減額補正をいたしました以上を議会に報告し承認を求めるものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（伊藤 定君）

担当部課長の説明を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）

御説明申し上げます。

説明書のほうを御参照願いたいと思います。自動車重量税の譲与税ですが、当初の見込みよりも決定が五百六十八万四千円殖えている、増になりましたので増の補正です。次の自動車取得税も同じ理由で四百九十八万七千円。めくっていただきまして地方交付税、普通交付税は十八万五千円ですが、特別交付税六百九十八万八千円、普通交付税で補足できない、いわゆる人口増、こういうものを対象にしましての算定がこうになったわけです。次の国庫支出金、教育費の国庫補助金であります、仮称南平小学校の用地を取得すると、こういうことで昨年補正をして計上をしたわけですが、千八百八十万。これは人口急増都市に限って三年間の方で補助するところという額でありますけれども用地取得が不能になりましたのでこの減額と、こういうふうになるわけです。教育費の都の負担金三億一千四百万の減額ですが、同じく南平小学校用地の都管住宅関連の負担金、言

を尊重するということで、私も議会の三十分の一名でございます。したがって私に私の要望が通るようにつつ善処していただくことをお願いいたしましたして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤 定君）

これより議案第四十一号昭和四十七年度日野市一般会計補正予算第六号の専決処分

の報告承認の件を議題といたします。職員をして議案を朗読いたさせます。

○書記（武居一茂君）

議案第四十一号を朗読。

○議長（伊藤 定君）

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）

本議案は昭和四十六年度日野市

一般会計補正予算第六号の専決処分でございます。補正総額は歳入歳出それぞれ七億五千八百九十二万四千円の減額でありまして起債補助金をはじめ、その他最終決定に伴うもので、第五号補正に計上するいとまがなかったため、専決処分いたしました次第でございます。歳入の主なるものとしたしましては地方譲与税五百六十八万四千円、自動車取得税交付金四百九十八万七千円、地方交付税六百二十七万八千円、寄付金八百七十八万円及び収益事業収入三千二百五十四万六千円の増収と国庫支出金都支出金、受託事業収入、及び市債の減額を計上いたしました。歳出の主なるものとしたしましては退職手当金四百三十六万六千円、新庁舎建設基金積立一億円、土地開発基金繰り出し一千

い換えますと千戸について小学校一校分の八割相当額の用地費を持つと、こういうことになっておりますのでその案からこのように算出して実は都のほうと交渉したのでありますけれども、交渉が不能になりました一年見送りということになりましたので、都のほうには一応繰り延べて事故繰り越しというふうな形で四十八年度に取得ができた場合に当然この額、あるいはこの額相当額についての補助をいただくようには話しが進んでおります。それから次の総務費の市町村の振興交付金で三千四万三千円増の決定がまいりました。内容的に申し上げますと学校運営費、予算を組んだ時には二千八百円、それが三千百円になりましたのでその増分と生徒児童増の増加分を加えまして、その算定分が六百六十一万二千円と。学校交通擁護員並びに学校警備員関係がそれぞれ殖えております。これは単価が従来七十一万一千円でありましたのが七十九万六千円とこういう計算基礎になっております、それで増になったと。実際日野市が委託と職員のほうとの二とおりでそれぞれ手当を出している額を見ますと委託で警備員が大体百万円、職員で百一十万円。したがって二、三十万円の不足があるということとあります。それから尿ごみ等でありますこれが人口密度からいきましたとが五十円が五十五円になりまして、し尿が百五十円。そういう形で組んであったもので若干その増と、それから単価

の増でこのように殖えております。それから生保関係の水道料の三万八千円ですが、都管住宅関係に伴う固定資産税の減税についての補填であります。これは法律に基づきます都の支出でございます。それから消火器等で減額になっております。実はこれは二回補正をいたしまして生保の家庭と地域の配分二とおりを実は収入計上を過大にしましたために減額になったということは、三カ年計画で設置をするということですから、いわゆる設置をした分だと、の収入とこういうふうになるわけです。それから病院の運営費の補助が千三百二十九万九千円、大幅に減額になっております。この理由というか、の理由は当初予算の計上の際に病院のほうの情報で、公立病院の協議会で都知事と交渉した際、東京都の都立病院が大体一ベツト百万円の赤字が出ていたので公立病院については、市町村公立病院については五十万円相当分を、補助していただきたい、こういう話をしましたところがそのとおりいくかどうか努力しますという知事の回答があったということから二十万円は確実であると、こういう情報のもとに実は組んであったわけです。さらに医師の分として六百十四万六千円とこういうものを見込みをいたしておったのが、実際には十七万五千円減額になったというふういう理由で大幅に予定よりも少なくなったと。したがって病院長関係の繰出金につきましてはこのように組んであったんですから当初からみますと千三百二十九万九千円は一般会計のほう

から持ち出しになるとこういう内容でございます。それから次の一般交付金であります。二千四百六十九万九千円、調整交付金が四百三十八万七千円、大体二千八百五十万ほどですが、幼稚園の建設につきまして、いわゆる予算を都が持っていたんですけれども、日野市だけが建設したということで日野市のほうにその補助金という形で一般交付金あるいは用排水路の関係が、いわゆる獲得がしたとこういうことであります。それから次の学校関係の補助金ですが、ここに書いてあるとおりでございます。資格の増になるところの四中の増。それから一中関係では当初予算で若干過大であったということでの精算でございます。次に寄付金八百七十八万、これは高幡の七生支所の反対側にあります大成建設が造成をしています教育負担金で八百七十八万ということに折り合いましたということは消防署の支所の用地を造成して提供することが造成の条件になっておりました。一部都から買ったのもございますし、そういうものをいろいろ精算の形で会社と話しまして用地提供と、その不足分につきましては精算とこういう形をとったわけがあります。次に競輪並びに競艇の収入決定が出ましたので三千二百五十四万六千円の増の補正であります。諸収入千五百四十三万七千円の減額は京王の電車の駐車場というか、操車場が日野保健所のすぐ南側にできましたので踏切りが渋滞をするということから左のほうに左折しましてその道路を新しく造りまして、いわゆる川崎街

道に抜ける道路を一応考えて、その負担金を京王に負担してもらうべき計上したのでありますが、農住構想による区画整理、あるいはその他の関係で執行が不能になりましたので減額いたしましたわけがあります。それから土木関係ですが三百三十万減額になったというふうなことが。普びに市管住宅の建設費の増とこういうことからの減額でございます。次に教育関係、小学校関係では大幅に四億三千二百万、これはさきほど申し上げた用地の取得についての予算の減額であります。この用地のことについて若干御説明申し上げますと、四十七年度で一応予定をいたしまして購入すべく都の補助金なり国のほうからの借入金なりは準備をいたしたのでありますけれども、一部地主さんの家庭の事情から取得が不可能になりました。なお今後も継続して行なう姿勢を持っておりますけれども現在のこの時点では新年度の四十八年度予算には計上をいたしておりません。したがって今後継続して行なうということになりますと、六月の議会に債務負担行為なり、あるいはその時期をずらして購入についての予最を計上するなりという手続きはいたしたいというふうに考えております。これはもちろん事務上の考えですがそういう考えであるということは市長からも指示を受けております。次に中学校関係であります。五千八百万減額になっております。この理由といたしましては多少の過大もありますけれども、国のたとえば一中の関係を申し上げますと、都の補助金

が二百万、国の起債が七百八十万、大体半分以下になっているわけですけれども、下のほうの中学校につきましても当初の全体の起債計画は一億九百万、これが四千三百万ほど減額になったと。この理由は起債というものを一応御説明申し上げますと政府債と縁故債と東京都の基金が三とおりあるわけです。その選択は都の指導の中で行なっているわけで、もちろんこの利子返済の期間というのが頭の中に入れて、どれを呼び込むことによつて市が利益になるかということとは当然担当者のほうで考えております。そういうことでこの学校の事業ということではなく、いわゆる起債全体の中で、すでに十二月に三千万ほど用水路並びに道路等で補正をいたしてあります。それは学校の新築については資格がない。したがって学校債としては、いわゆる資格がないから七五%計算しても落ちてしまう。それでは市の財政が困難になるので補足ができるほうで、道路なり用水路で先取りをしております。そういうことで当然現時点で予想がピッタリできれば減額するのが当然かと思ひますけれども、なかなか最終的なものがつかめません。もし仮に十二月の時点で、それについてから片一方を減額したとしますと三月になりまして都のほうなり国のほうで若干残ったから五十万なり百万出しますという時に、いったん減額してまた増額すると非常に不手際になりますので、総体を三月三十一日の日にちで精算という形でこのような減額になったわけでございます。

そのほかは若干ずつ殖えております。幼稚園につきましては千五百万そっくり振興交付金のほうでみてもらいました関係から減額。図書館関係は四百万増額と。それから歳出にまいりまして職員手当の方が百七十七万七千円、庁舎の積立金、これは一億出してあります。この理由は自治省令の不備といいますが、都市計画地、都市計画の特別会計も一般普通会計に入るといふしくみになっております。昨年度の土地区画整理、都市計画の区画整理等の繰越金が三億近くあると、それでさらに一般会計一億しませんと大体二億ぐらい。総体しますと五億の繰越金になります。こうなりますと地方財政が非常に苦しいといいますが五億の繰越金をするということについては相当問題になりますので、国の指導、都の指導から積立金なり起債の繰り上げ償還、こういうものにすべきであると、こういう指導を受けております。そういうことで一億いたしております。したがって現在の庁舎積立金が二億四千万ぐらいだと思います。それから繰出金の千三百六十八万五千円、これは指導要綱に基づく学校教育の会社等からの繰出金、いわゆる支出金でありまして三チモブレハブ関係が二千三百六十五万四千円です。それから大成が八百七十八万、当初一千万計上してありました関係で、その残余をここで繰り出しとして土地開発基金に繰り出して、土地開発基金としての運用を行ないたい、という内容であります。それから民生費関係五十一万七千円と小量ですが、これは施設

に委託してある高崎、八王子とかいろいろなところに精薄関係のお子さんを委託してあるわけですけれども、その人件費が三月末になりまして上がったという通知を受けております。したがって歳入でも若干関係があるわけですけれども、取り敢えず支払うものについて当然支払い義務がありますのでこのように五十一万七千円お願いするわけです。次に公有財産の購入費三百四十九万六千円、この内容は新井一号线、これは程久保川改修に伴う既設の橋梁を幅員を広くいたしましたしてその広くなる分、つまり二メートル分につきましては十二月補正でお願いいたして計上したわけですが、その橋梁ができてから従来四メートルの道路で六メートルの橋が架かるわけですから取り付け分についての用地の取得の料金であります。それからこの一号线の減額につきましては百草団地に、百草の駅からますすぐ北に行く道路であります、交渉が不成立になりましたので減額と。今後もしっかり努力することになろうと思っております。次に都市計画関係で委託料の二百四十万の減額、これは神明上の区画整理関係で調査委託ということですが、二・二・十号線、旧甲州街道の渡船場に行く道であります、その下にいわゆる排水管を埋設する設計委託であります。四十七年度執行が可能になりますのでこのように減額。それから次の消防関係ですが百九十九万。この内容につきましては組み替えが主でございます。したがって扶助費にあつたものを災害対

策費のほうの扶助費にもつてきたと。それから負担金補助、これも災害対策のほうを減額いたしましたして消防費のほうにもつてきたと。こういう内容であります。次に教育関係の事務局関係、職員手当退職金、これが二百五十八万九千円。それから学校の整備であります、さきほど申し上げましたとおり南平小学校の用地買収費の減額七億七千四百五十七万七千円、それから第八小学校用地買収費六百九十一万、これにつきましては前々から交渉いたしましたして債務負担ということでお願いをしてありました。運用につきましてはいろいろ考えたんですが、最終支払いということも考えまして、最終の補正でこのようにお願いして支払うというふうに支払い事務を行なったということとであります。したがってその次に予備費であります、総体的に一億一千八十九万円減額になっております。したがって現在の中では二千四百三十四万二千円と。こういう予備費の減額であります、さきほど申しましたとおり不用額、税の伸び、その他の収入等を合わせますと約九千五百万の繰越金になるだろうと、こういう予想をもっております。以上です。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。板垣正男君。

○二番（板垣正男君） 一点質問いたします。さきほど小学校債の借入れができなくなったというようなお話がありましたけれども、そうしますと学校債がだめだということにな

りますと、政府の普通債ということになったんですが、どういうことですか。どういうふうになってこういう減額になったか。

○企画財政部長（篠崎美雄君） これは一番基本的な問題ですけれども、学校を造るといふ理由は生徒が多い、多くなる。当然資格面積というものがあつて、一人の生徒については何ぼである、それで現在建っている学校面積が幾らであると、その差引きが出た場合には補助対象になるわけです。日野市の学校施設をみますとそれぞれ余裕をみた、たとえば特別教室にしましても普通教室にしましても廊下にしても普通の一般の市町村の学校よりはスペースを余分に持つてゐるわけです。そういう関係もありますし、そういうことで資格面積が出ない、こういう場合には補助対象にならないと。当初では見込みとして予算計上する場合にやはり起債とか補助金を当てにしまして計上してきたわけです。いざ執行の段階になりますと、それがなかなかうまく合わない。したがって一般会計の中では穴があくといいますが、持ち出しが非常に多くなると、そういうことです。それから幼稚園とかあるいは用水路とか全然わくのないところでいわゆる東京都の基金を借り入れて穴埋めにする。この学校債だけを考えますと資格がないからその金の貸し出し資格をもらえない、こういうふうになるわけです。しかし全体の中でそういういろいろの操作をいたしまして一般会計の財政に負担のないようなことを考えて執行し

たと、こういうことでございます。

○議長（伊藤 定君） 滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君） 専決だからとやかく言いませんけれども、今後の参考資料といたしましてお尋ねを市長にいたします。競輪だとかあるいは競艇いわゆるギャンブル収入というのはあなたのいわゆる理論からははずれているような気が私には取れるんですが、しかしながら税収の約一割の二億七千万円も使えるということはあるいは背に腹はかえられないと思われるかも分かりませんが、今後美濃郡都政がいわゆる競輪の後樂園を廃止したような立場と丸つきり同じスローガンで出られたのであるし、十一市の競輪組合だとか、あるいは四市の競艇組合だとか日野市が加入しておりますけれども、今後新市長はどのようなことについて、たとえば組合にそのまま存続するんだとか、あるいはここで組合から脱退するんだとかいろいろ方法もありますと思えますけれどもその点についてまず一点を先にお伺いいたします。

○議長（伊藤 定君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今の御質問は要するにギャンブル収入というものをどういうふうに考えるかということだと思うわけですが、地方自治体のこの収入財源としてこれはもともとと戦災復興というようなことでこういう制度を設けられたというふうに思いますが、今日はそれが延長されて人口

れ替えにできればしたいと、ただ財政需要が非常に急な折からでありますからこれを理論一点張りで避けるということとは適当でないと思っておりますので、なるべくならば市民の一般的な福祉を高める合意を得る、そういった方向の一つの尊い財源の一部ということで当分は受けていきたい、こういうふうな考えるわけがあります。したがって直ちに廃止することにはことはできないと思えます。また組合への存続はしたがって相当期間存続せざるを得ない、こういうふうな考えであります。以上であります。

○議長（伊藤 定君） 滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君） 急にそういわれてもなかなか無理だろうと思われましても、ただ私がさきほど申し上げたような背に腹はかえられないというのが事実だろうというふうに私も思っておりますけれどもしかし森田市長の腕いかによつてはあるいは近いうち廃止できるようなことばも述べられておると思うんで、私もこの件については十分考えたいと思うし、新市長もひとつ十分考えてもらいたいということをお願いしたい。

二点目に入ります。それでは南平小学校の校庭、いわゆる敷地が買えなかった件についてお尋ねしますけれども、四十七年度については減額ということで流れたということなんですが、流れたから、はいよろしいというものではないし、当然あなた

急増、都市化急進の地域にこういうことが認められておると、こういう現状であるというふうに私は認識しておるわけでありまして、財源といたしましてあるいは財政といたしまして決して健全なものであるというふうには考えませんが、これは現実におきましては確かに財源の不足があるわけでありまして、当てにしないということはできない。そこで本来ならば国なりの移関におきましてこういうものに身代わるべき財源の供給があればおのずから依存をしなくてすむようになると思っておりますけれども、現状におきましてはやはりこれを依存をしないというわけにはいかない。ただ私はこれまで議会側の立場でよく質問をしたこともあるわけですが、つまりいつでも財源として安易に依存すべきものではないではなからうか。したがって何か特定財源ということでは何か人口急増という状況の中の一審市民が合意が得られるような事業に投入をするこれはおそらく精神的なことになると思うんでして、そういう関係が望ましいのではないかとこのことをこれまで申し上げてきておるわけでありまして、ギャンブルそのものを即時廃止あるいは依存しない方向に進めといったことはないわけでありまして、したがって基本的には正常な健全財政の財源とはいえないと思えますけれども、やはり当分は依存せざるを得ない。しかしながらいつまでも安易に依存すべき性質のものでない、やはり国に、かわるべき財源の供給を望むなり、そういうことと人

もスローガンとしてはプレハブ校舎の解消も打ち出しているし、私もども打ち出してたわけなんで、それに対して南平の小学校いわゆる南平地域に小学校が建てられないと、いつまでたつても潤徳小学校のプレハブ校舎の解消はできません。したがってして四十八年度あるいは四十九年度にかけて再度購入の意思があるやないかを私まず一点お伺いいたします。

（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 池田重太郎君。

○六番（池田重太郎君） ただいま市長より競輪競艇のことについてのお話がありました。特にこの際私としまして競輪競艇の一人といたしましてお伺いするわけですが、新市長は選挙中におきまして今後の市政の進め方については美濃郡東京都知事を模範としながら進めていきたい、このようなことを言っておられます。当然ながら美濃郡都政については御案内のとおり後樂園、京王閣の競輪廃止の問題について実行またその方向に進められてきたわけですが、特に今のお話お聞きしますといわゆる将来においてはいわゆる縮小もしくは廃止にもつていくんだと、こういうことをいわれております。しかしながら現実問題についてはそのりぜんのなるいわゆる確かに精神的な面でございます。かつて議会におきまして各革新の議員さんからはいわゆるギャンブルによるところの社交性ということについて強く言われておったわけです。（「そのとおり」と呼ぶ者

あり)これについてはギャンブル問題について美濃部知事がかつてテレビの対談がございました。競輪もしくは競艇についてはこれは人為的な操作が可能なゆえに当然これは廃止する方向に進めざるを得ない。しかし競馬においてはこれは人間がやるんじゃない馬がやるのでこの点についてはいわゆる寺銭的な二割五分の手数料を縮小することによって継続してもいいんだと、こういうことも事実発表されておるわけでございます。そこで基本となるかつての議会における問題点としましてやはり社交品の問題がギャンブルに結び付くということにかつていろいろこの本会議において論戦が戦かわれたように私は記憶しております。そこで私としまして今後の日野市の貧弱ないわゆる財政そのものにおいてそのようなかつて革新の議員さんがいわれたような基本的ないわゆる社交品なものを排除していくというふうな考えでいられるかどうかということですね。美濃部さんは馬においてはそうでもないということをおっしゃいますけれども、現在私のほうとしましては十一市の競輪と四市の競艇というところでございまして、あくまでもこれは競馬とは若干内容が違っておるわけでございます。そこで当然ながら私そのものにおきまして当然ながらこれら問題についてはやはり特定な財源を求めていく、もしくは現実にはこの三多摩地域においてもこのような事業をやっていない地域の自治体もあるわけでございますね。ですからそれにおいても当然それなりの財政運

営をやっておるだけにおいて、日野市においても決してこれは不可能じゃないという考えが持たれるわけでございます。その辺について再度ひとつ競輪競艇に対する基本的な考えを将来についてはなくすというけれども、将来ということになるとなかなかこれは将来のお約束ということもございまして、やはりそれらに対して市民は選挙戦においては新市長がいわれたことについて深く関心と期待とを持たれておりますので、この間に特にあまり将来ということじゃなくして計画的のあるものということが選挙中にもいわれておりましたようでございますのでひとつどのような計画を持たれておるか、この点において関連してお伺いしておきたいと思えます。かように思います。

(「議案と関連ないだろう。」「質問だよ。」「やりましよう、やりましよう」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君) 市長答弁。

○市長 (森田喜美男君)

二人の御質問はこれは池田議員の質問は滝瀬議員の前段とは関連があるわけですが、どちらを先にお答えしますか。

(二十二番「議長」)

○議長 (伊藤 定君) 滝瀬政吉君。

○二十二番 (滝瀬政吉君)

一応私は私も勉強するから新市長も勉強しろということで結論を結んであるわけで、あえて市長にいわれることもないんで私は南平小学校の敷地がいわ

ゆる四十七年度においては流れたんだと、それにもかかわらず四十八年か四十九年にやる気があるのかないのかということをお尋ねしたところ、池田議員から競輪競艇ということが出ましたので、私はほんとうならばこの質問が終わってから池田議員の答弁を願えれば一番よろしいというふうに思っていたんですが、池田議員もいろいろ質問されているのでまず池田議員の質問に対する答弁をされた後に私のさきほどの南平小学校の敷地の問題についての答弁を願います。

○議長 (伊藤 定君) 市長答弁。

○市長 (森田喜美男君)

さきほどギャンブル財源に對しましては一応基本的な考え方ということで申し上げたとおりでありまして、でき得べくば国等において財源の負担がかわられて財源供給があるならばそういうことにこれは日野市のみならず全国の自治体においてギャンブル収入といわれるものに依存をしないで自治体の財政運営をやっていられるような状態になることが最も望ましい、これが第一点であります。それから第二はしたがってこれが今日もまだ実現にならないわけですから、一応そういう財源という形の供給が行なわれているわけですから、これは財政需要の多い立場から一概に直ちにどうこうということは不可能であると、したがって政府に対してはそういった財源の保障を行なつてほしいという期待と何か行動があれば行動もしたいと思えます。(「何でも政府…」と呼ぶ

者あり)それから「ちょっとお聞きください。それでさきほど言いましたとおり、組合への現在の加入の存続はこれは当分や

つていかざるを得ないだろうといつておりますので、そのように御承知いただきたいと思えます。

それから学校用地のことについてであります、南平地域に

小学校が二校緊急にぜひ必要であるということとは私は全くこういうふうに認識しております。したがってそれに充てるべき用地が取得されることを正常に取得されることを望んでおりますが現状におきましてはちょっと停頓しているというふうに聞いておりますので、なお引き続き本年度もなるべく早く努力をはかりまして、そして取得をし学校建設に進みたい、こういうふうに考えております。その意味におきましてぜひ御協力をお願いしたい、こう考えます。

○議長 (伊藤 定君) 滝瀬政吉君。

○二十二番 (滝瀬政吉君)

確かに学校の建設ということとは党利党略とかあるいは何ていいますか、政治的なものは抜きにしていわゆる市民のお子さんをよい子に育てよう、そして勉強させようということであるし、プレハブというのはいつても選挙のことに限らず議会でもどんだん出るんだけれども、私は当面ここではちょっと不可能なような気がするんである。しかし不可能を可能にするのは新市長の腕一つにかかつているんだという考えから私は市民の立場においてできるだけ

の努力をしてほしいというお願いがあるわけです。そうかとい
つたたとえば九万円でも買えないけれども十万円なら買えるだ
ろう、あるいは十五万出せば買えるかもしれないということにな
ると、これはちょっとあなたの理論とは逆行するおそれもある
し、土地の値上がりの規制ができないのは政府自民党が悪いん
だという言い方になるだろうけれども、やはり市自体は官庁で
ございまずと同時に市民の立場からよく考えて、それで用地の
買収に当たられるように私はお願いしたいというふうに思っ
ております。それで私の南平の件については質問を終わります。

それではあと一点お尋ねいたします。庁舎建設基金ですが、
最近手狭になって今度隣りにもあいうようにプレハブの二階
建てができますし、非常に職員の方もあるいは議会も不自由し
ている点が多あるし、もう何年も前から庁舎を建設しようとい
うような前市長あるいは前々市長当時の考え方でありまし
たけれども、問題はどこにするかということがまず第一点だ
ろうと思ひまして、前市長の時にいろいろお尋ねしたところ、
やはりこれは市民サイドいわゆる市民代表からの多数の代表者
を出して、そして意思決定をされるんだというふうに答弁があ
ったわけなんです、やはり庁舎の建設をするという前提なら
ばある程度の土地のめどを決めていかなければならないと、前
市長は神明上のほうにあるというふうに申しておりますけれど
も、私は原則としてはここに造つていただき、あるいはこの

でこういうように基金を一億も積んでいるわけですよ。だから
積んでいるというのはいくらもう造るということとを前提にしてい
るわけでしょう。ですから私の言いたいのは造つてもけつこうでし
ようと、ただ場所がいろいろあると、ですからそれにはやつぱ
り住民参加のそれこそ代表も必要だし、あなたのスローガンど
おり私は言っているわけなんです。ところが住民の意思を聞
いて建てるか建たないかを決めるんだつたらこんなものはやめ
なさいよ。ところがこれは専決したんでこれはもつとあなたの
以前の問題だから私も一応納得はするけれども、やはり今後計
上するについてはそれだつたらさつそく広報にでも流して市庁
舎を造りたいんだけれども、住民のそれこそ意思を問います、
ぐらいいのこをやつて、そしてこういうふうに予算を計上なさ
つたほうが私はむしろ何ていうか、民主的でよろしいんじやな
いかなというふうに思われるんですが、その点についてやはり
市長は住民の同意が得られればということでは私は仕事ができ
ないと思うんですよ。ある程度日野市十一万の市民はほとんど
市の庁舎はぼろだなどというふうに、あるいは市の職員は狭くて
たいへんだなどというふうなことはほとんど思っています。十年
十五年前ですと、何だあの柱おれの税金で建つたんだろうとか
あるいはいろいろ苦情も、あれまでの分は私の分だとかという
ような苦情を十五年、二十年前は持つていたけれども、やはり
今日の時点になれば発展と同時にやつぱり市の庁舎も造るべき

高速道路までの土地を買収し、この中は区画整理内で保留地も
あることだし、十分移転はできるということから現地点におい
て庁舎を建設してもらいたいというふうな個人的な意見も述
べましたけれども、毎度毎度庁舎の建設基金がありながら位置
指定を全然していないというのはやはり市民としても不安で
ございまずし、市長にいたしましたはどのようなお考えかをま
ずお伺いいたします。

○議長（伊藤 定君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

庁舎の問題であります、こ
れは正確には事務引き継ぎを済んでおらない状況でありまして
これからゆつくりこれまでの担当者の御意見も聞きたいと、こ
う思っておるわけですが、ただいまの御質問の庁舎が現在の庁
舎が手狭で住民サービスという面で不十分であるということ
は私も同感に感ずるわけでありまして。前の市長がいろいろと配
慮されておつたようにも聞いておりますし、それから一番大切な
ことはまず市民の合意を得ることが非常に大切な前提だ
と思ひますので、そういう手続並びに財源それらのことを合
考えましてできるものであるならば、実現の方向に進めたい
というふうに現在はお考へております。以上。

○議長（伊藤 定君）

滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）

市長の答弁と違ふんですが、合意を得てなく
ね。市民の合意を得るといふことなんですが、合意を得てなく

だというふうに思われるし、あるいは市民が反対だからできな
いというならばまだいろいろ説得する方法もあると思うんです。
ですからその点について今後十分検討されるようお願いいた
します。

○議長（伊藤 定君）

ほかに御質疑ありませんか。な
ければこれをもって……（「議長」と呼ぶ者あり）剣持佐吉君

○十五番（剣持佐吉君）

滝瀬政吉議員の答弁も合わせ

ると私はこういうふうな受け取るんですが、競輪ギャンブル財
源は健全ではないので将来廃止したいが、政府がこれにかわる
財源を交付するような段階になるまではやむを得ない、こうい
うことのように受け取っているんですが、第一点はそう受け取
ることです。よろしいか確認をしたいと思います。

それからもう一つの問題はこれに対する積極的な姿勢、つま
り具体的にどういふことをやるのかということですね。今市長
の答弁によりますという政府に働きかけるんだと、こういつ
ております。それからしからばこれにかわるべき財源あるいは
十分なる財源とはいったい何を意味するのか。それから自治体
の自治行政、自治財政の特殊性というのは自分みずから百万
あれば百万のように二百万あれば二百万のように自分で切り盛
りしなければならぬのに政府がこれにかわる財源を出せばや
めたいんだということになるといふと雲をつかむようなもので
いわゆる市長スタイルというものが出来ないようになるんですが

これに対していわゆる理想論なのか具体的に考えていられるのか、はつきりと市民に対して明確に答えるような気持でひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（伊藤 定君） 市長答弁。

○市長（森田喜美男君）

すでにお話ししたとおりでありまして、さきほども言いましたように健全な財源措置ではないというふうに私は認識しておるわけですが、しかし財政需要はこれは人口急増の状況からいへんな需要があるわけでありまして、そういう財源措置が見通せないのに、今、理想論というおことばもあつたようでありまして、現実論としてはそれを直ちに廃止するというふうな考え方はどうして生まれてこないか、そういうことを言っているわけでありまして、それに加えるものはないわけでありまして、努力ということとはこれは当然大切なことでありますからいろいろとまた国においてたとえば補助金の割合の積み上げとか、そういうこともすでにたとえば学校用地の取得等にも行なわれておる傾向が出ております。国内的な国の財源措置も福祉優先という方向に向けられるというふうにもいわれておりますので、そういう財源がかなり需要を満たすということになればあえてそれに依存しなくてもすむような時代が早くくることを期待するわけです。今いわれておりますように東京都におきましては一兆数千億の中の約百億である。したがって一％満たない、そういうこ

と私たちも同じことなんです。ただ私はここで市長となつてそういうことを掲げてきたので具体的に努力をするといわれているけれども努力とは具体的に何のことかと伺っているわけですが、今の答弁の中からあえて推量するならば結局政府に働きかけ、それから財源確保に努力する、ちつとも変わらないわけですね。今までの市長と、歴代の市長さんと、ちつとも変わりが無いわけですね。ただ理想としては同じことを今までの市長さんと思つてゐるわけですね、ただ努力をする、では現在の財源は貴いんだからやむを得ない同じことですね、だから結局は雲をつかむようだけれども、まあ健全財政ではないんだということをはつきり言つてゐることだけですね、じゃ、今までと同じだということですね。そう理解してよろしうございませぬ。

○議長（伊藤 定君） 市長。

○市長（森田喜美男君）

健全財政でないというふうには言つてゐるわけじゃありません。健全な財源ではない、ということ言つてゐるわけですね。（「同じようなものだ」と呼ぶ者あり）同じだと思はれるならばそういうふうに思はれてもやむを得ないと思ひますが、やつぱり基本的な理念はやつぱりこういうことはなくなることが望ましいし、それからなくすための努力は相共にやつていかなきゃならない、こういうことであります。

とからえば若干のあんばいをすればそれに依存をしないですむ形が出るかもしれませんが、我日野市におきましてはこれは財源の中の非常に尊い部分であるということは、これは現実事実でありますからして、したがつて直ちにどうこういうことはできないというのが私の現在の考えであります、財源として健全であるということは私はこれはいいえないと、健全であるとはこれはかえられないわけでありまして、その点に若干の考え方の差があるいはあるうかと思ひますけれども、その点につきましてはますます依存度を高めると、つまり多ければ多いほどいいということとはこれは一概にはいいえんではなからうか。しかし現在の組合に参加してゐる限りはこれは配分ということは当然ある率によつて行なわれていることでありまして、またそちらに出席をされております議員の皆さんもそのために努力されておるわけでありまして、その意味での敬意の念を特に理事者側となりますと感ずるわけでありまして：（笑聲）（「やつぱりなきやだめか」と呼ぶ者あり）いやどういふふうにお考えになつてもいいですけれども：（「競輪議員一生懸命がんばらないと市長に怒られるよ。」と呼ぶ者あり）以上のようなことでして御了承願ひます。

○議長（伊藤 定君） 剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君）

金かなければ仕事はできないし、今の財政状況では競輪を離れようと思つても離れられない

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

ほかに御質疑はありませんか。

滝瀬敏朗君。

○五番（滝瀬敏朗君）

一三ページですけれども、補助十三号線道路改修工事受託金減額ですけれども、これは区画整理農住構想ということでこれは区画整理事業の農住構想が決定されてゐるんですか。

○議長（伊藤 定君） 企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）

決定まではいつておりません。しかしこの買収の中でいろいろの説明がありまして、したがつて先取り買ひをしてすぐに交渉に入るといふことは農協の計画とは若干相違があるわけですね。ですからそういう中で進めるべく時期保留をしたということですから農住構想が全然進まないという時点になれば、そちらのはうは早急にしなければならぬだろう。こういうふうにおつております。

○議長（伊藤 定君） 滝瀬敏朗君。

○五番（滝瀬敏朗君）

市長さんにお伺ひします。市長の公約の中でいわゆる保健所のところの京王線の踏切を緩和するんだというふうなことを申されております。この区画整理、農住構想がまだ計画決定だということでは何年かかるか分からないと思ひますけれどもその間、市長さんの公約の中にも、市長さん言うておられました、どのように具体的に市長

が解決していくか、その辺をお伺いしたいんです。

○議長（伊藤 定君）

市長答弁。

○市長（森田喜美男君）

これは農住構想という話は今

聞いたわけですが、ひとつの農協をたぶん中心としますところの新しい特にこの農家、地主さんの一つの時代に應じた発展の形態だ、というふうにも考えられますので、あとで十分状況は聞きたいと思っておりますが、今の御質問は特に踏切に限って、高幡の踏切を緩和にはどうか、ということだと伺いますので、私もこれまで議会の中でも交通対策委員会に所属いたしまして、市内のいろんな交通事情の中のネックという点をいろいろと調査したわけですが、高幡踏切もそのネックの大きな一つであるわけでありまして、何とかこれをひとつ打開できないものであろうか、そこで一番いいのは立体交差だというふうに考えられるわけですが、当時、私も議員として理事者にたてました当時は、都議会でしょうか、都議会に請願をして採択になっておる、こういうふう聞いております。都道でもありますし、なお、市といたしましても都に十分要請を重ねまして、どの踏切がどのようになっているか、ということをもっと知るとともに積極的の一つその促進の運動をやらなければならぬ、というふうにも考えるわけでありまして、就任早々なものですからまだそういう実際の行動には移っておりませんけれども、その特に市内に循環バスを通すということの請願につきま

しても三月議会で議会の採択がされておりますし、なるべくひととつ早急にそういったほんとうの大きなネックを打開することによって、交通事情の緩和、それから循環バス等の運行、こういったことをひとつなるべく早く実現をして市民生活にあるいは市内の特に南北といいますが、七生と日野との交通事情が整っていないためのいろいろな市民生活の格差があると思っておりますので、その打開のためにもひとつこの交通問題ということを大いに努力を払わなければならない。こういう決意であります。以上であります。

○議長（伊藤 定君）

ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっておりまして本件については委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。

○議長（伊藤 定君）

滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）

今日は市長の招集によって初めての議会でありました。ところが議案のうち、三つのうち二つがいわゆる専決でございまして、三分の二が専決ということについて現市長の森田さんは議員当時、専決をしてはいけない

というふうに三十人のうちただ一人が専決処分については異論があつたようでございますが、その点についていろいろ事情がありましよう。しかしながら提案理由の説明は助役がし、私は今度議案四二号については当然市長からそういう専決の釈明を私は受けないとこの審議には応じられない、というふうに思われますのでやはり専決をしてはいかん、専決をしてはいかんと三十人のうちあなただけが議員の時に言っていた、その釈明をもらわない限り、私は審議に應じるわけにいかないし、ひとつ市長の釈明を求めてから議案の四二号に入ってもらいたいと思っております。

○議長（伊藤 定君）

企画財政部長。

○二十二番（滝瀬政吉君）

ちょっと待って。四一号、四〇については当然私もそれは分かるわけです。だからあなたは就任して、市長の就任という挨拶であつて提案については一切触れてないので、さう、さう、さう、理由で提案しますのでひとつよろしく願いますというぐらいの私は気持ちがあつてほしいと、それだけです。

○議長（伊藤 定君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

実はこの専決というのは前市長の行なわれたことであつて、（「そんなことは分かっている」と呼ぶ者あり）三月三十一日に行なわれたと言つてはわけが

からね。ですから私の就任しましたのは四月の二十七日でありましていわば前任者の専決これは前任者の任期中ですから当然前任者がやられたのでありましようし、それからこれまでの例によりまして、なんでしょう、年度末にこういった減額補正、これをしなきゃならんということがこれまでも、いつの議会でも、したがって三月三十日ですか、三十一日は空けてほしいということがあつたわけでありまして、その中のつまり案件とすることで御承知を願いたい、こう思うわけです。

○議長（伊藤 定君）

滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）

それは当然分かるんですよ。しかし実際には日野市長森田喜美男と書いてある、だから古谷前市長がやったことはもちろん承知の上なんだけれども、だから、一応私はこういうふうにしたから、まあいろいろ選挙もあつたりするし、ひとつ御了解願いたいということのやつぱり一言あつてしかるべきだということを申し上げたんです。

○議長（伊藤 定君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

議案のその専決の日づけもあると思ひますし、それからもう一つ本来ならば（「森田さんいよいよ、すなおに言えよ」と呼ぶ者あり）いやいや、専決をこれは一番近い議会に出さなければならぬということがありますのでそこでこの臨時議会に出てゐるわけですが通例はこれを専決を審議するという議会は臨時議会がなければたぶん通常

議会になると思います。したがってこれはほとんど例がこれまでは問題にならなかった例である、というふうに思っております。特に私の今回臨時議会をお願いしましたゆえんはこの議案四三号の例におきまして、議案におきましてつまりこれも聞くところによりますと法律に基づいた改正であるからして他市ではこれも専決をしておる、というふうに事務当局からは聞きましてけれども私はやっぱり新しい市長が就任をしたなるべく早い機会に臨時議会をもってそうしてきちんと御挨拶も行ない、処理すべき案件を処理するという、こういうことがやはり議会に対する礼であるというふうに考えましてお願いしたものでありますので、その点をひとつよろしく御了承お願いしたいと思います。

○議長（伊藤 定君）

滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君）

森田さんは市長は森田である、というふうに考えたからそういう意見が出るのであって、日野市長というのは古谷さんであろうが森田さんであろうが永久に市がある限り存続していくわけです。したがって市長という立場でこういうのをお出しになっているので、前市長がやっただからということとは私はむしろ言い過ぎではないかというふうに……。

○市長（森田喜美男君）

そういうことはいつてないでしょう。前市長の任期中だと言っているんでしょう。

採決いたします。本件は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

御異議ないものと認めます。よって議案第四一号、昭和四十七年度日野市一般会計補正予算第六号の専決処分の報告の承認の件は原案のとおり承認されました（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君）

続行いたします。これより議案第四二号、東京都十一市競輪事業組合規約の一部を改正する規約の専決処分の報告承認の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます

○書記（武居一茂君）

議案第四二号を朗読。

○議長（伊藤 定君）

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（葛西正彦君）

本議案は東京都十一市競輪事業組合規約の一部を改正する規約の専決処分でございます。三月の第一回定例議会において議決いただいた昭和四十七年度以降の収益金配分基準を定めるための組合規約の一部改正をする規約について東京都知事の許可が昭和四十八年三月三十日にありましたが本規約の別表一、配分基準の二及び付則第二項が不備であるので明確にすることを許可の条件に付されましたので

○二十二番（滝瀬政吉君）

ですから提案権はもちろんあなたにあるでしょう。ですからやはり専決については当然専決したことについて、こうこうという理由で専決いたしましたのでよろしく御審議ください、というぐらいだけでいいですよ。別に大意はないんですよ。あなたがその専決については特にうるさかったんですよ。議事中。だからそれを申し上げたのでひとつ御了解願います。

○市長（森田喜美男君）

はい分かりました。よろしくお願います。

○議長（伊藤 定君）

池田重太郎君。

○六番（池田重太郎君）

この専決問題というのは常々森田市長も言われたごとく議会を開催するいとまがない、というふうな事情になっておるわけでありまして。当然、そういう技術操作においてやられておるわけでありまして、そこで特に本日は臨時議会でございますので、その新市長が常日頃言われたごとく今後の行政執行に対して議会のいわゆる議決、同意その他の問題があるわけですがその場合にほとんど臨時議会でも開いていわゆる専決というものは最小限に避けていく、こういう姿勢で今後ぜひとも進んでいただきたい、この点を強く私要望するわけでございます。

○議長（伊藤 定君）

ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を

専決処分による規約の一部改正を行ないましたものでございます。議事に報告して承認を求める次第でございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（伊藤 定君）

担当部課長の説明を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（篠崎美雄君）

今、提案理由にありましたとおりでありまして、コピー用紙に新旧の対照表が配りしてあると思えます。これで若干申し上げますと、従来、旧のほうでは非常に内容的に不明確であるというようなことで明確にし、このお金の配分でありまして後から疑義が出ないような字句の訂正を行なったということで棒線が引いてあるところが主に改定したわけでありまして。

内容的に申しますと三月三十日に東京都の知事の許可があった。その際に内容、いわゆる条文の中に不備があるということで三月三十一日にそれぞれの担当市町村では議会が開催中は議会の議決をし、開催がしてないところでは専決をするように、こういう指示がありましたので内容の整備ということで、専決をいたしましたわけでありまして。以上です。

○議長（伊藤 定君）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君) 本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件については御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君) 御異議ないものと認めます。よって議案第四二号、東京都十一市競輪事業組合規約の一部を改正する規約の専決処分報告の件は原案のとおり承認されました。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤 定君) 御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後三時五十九分休憩

午後四時四十二分再開

○議長 (伊藤 定君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第四三号、日野市市税条例の一部改正の件を議題といたします。職員をして議案を朗読させます。

○書記 (武居 一茂君) 議案第四三号を朗読。

たいと思います。

それで内容でございますが一番最初に参考として御配布しておりますものを御参照賜りたいと思います。二枚だけのこれでございます。改正案の要点こういうものでございます。この市税条例の改正でございますが、この参考にございますように、一番最初に所得控除の改正でございます。それで現行基礎控除は十五万でございますが今度の改正で十六万になる、このような改正でございます。ここに諸控除が書いてございます。配偶者控除十四万が十五万になる、このような改正でございます。この中で御説明申し上げますのが昨年度所得税で創設されました七十歳以上の老人の扶養控除でございます。これが本年度は市の段階で新しく創設になった老人の控除でございます。これが十四万でございます。それから障害者、老年者、この老年者は前々からありますところの控除でございます。これが十萬から十二万になるんだ、こういう改正でございます。下へまいりまして課税最低限の控除でございますけれども、この推移がここに書いてあるわけでございますが独身者の場合には四十七年度と比べますと二万二千円の課税最低限の引き上げ、夫婦につきましては三万四千円の引き上げでございます。夫婦子供一人三人家族につきましては、四万二千円の引き上げでございます。それから夫婦、子供二人、四人の家庭でございますが、六万一千円の引き上げでございます。それから一番最後、五人家族で

○議長 (伊藤 定君) 提案者から提案理由の説明を求めます。助役。

(助役登壇)

○助役 (葛西正彦君) 本議案は日野市市税条例の一部改正でございます。地方税法の一部改正に伴い市税条例の改正を行なうものでございます。内容につきましては市民税所得割の減税、固定資産税と都市計画税の適正化及び諸税の改正でございます。詳細担当部長より説明いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長 (伊藤 定君) 担当部長の説明を求めます。市民部長。

○市民部長 (赤松行雄君) それでは私のほうから、詳細について御説明申し上げます。その前に四月二十八日に招集告示をしたわけでございますが、議案の送付が五月二日になったということ、それから新旧対照表の送付が不可能だったという点につきまして御了解を賜りたいと思います。それにつきましては衆議院の議決が四月二十五日、それから参議院で可決になりましたのが四月二十六日でございます。そして四月の二十七日に公布手続きが取られておりまして市のほうで市税条例の作成が非常に手間取ったというふうなことで事務的な障害が重なり合ったということで議員さんの手元に議案書の送付がやむを得ず遅れたという点につきましては何分の御了解を賜り

ございますが、これが七万四千円程度の引き上げとなるわけでございます。めくっていただきます。それから所得割の税率の改正でございます。大体十万までの課税所得の段階に適用しますところの税率が引き下げられた、こういうことでございます。今まで二%適用になっておりました十五万以下の金額、課税金額が三十万以下というふうな置き換えられて引き下げになる、ということでございます。

それで二番目の市民税の減収の見込みでございます。最初申し上げました所得控除の引き上げによりましてこれは五千万程度の減税となるわけでございます。それからただいま説明しました税率の改正によりまして約三千万、合計して予算の御審議の際に御説明申し上げました八千万程度の減収見込みすなわち減税になるというふうなことでございます。それから固定資産税の改正でございます。これにつきましては十二月の議会等で御説明してございますけれども減免点が土地につきましては、従来八万円であったものが十五万円、家屋につきましては五万円であった減免点が八万円、償却資産につきましては三十万円であったものが百万円というふうな減免点の引き上げが行なわれるわけでございます。

次のページにまいります。住宅等の課税標準額でございます。これにつきましては新しく従来宅地ということで一括して課税がとり行なわれておったわけでございますが今度の改正から個

人でも法人でも住宅の用に供しているところの宅地につきましては、住宅用地につきましては五十年度を自途にしまして評価額の二分の一を課税標準にするそれが課税標準の最高限度でございます。そういうふうに変わったわけでございます。それで、会社の場合ですと、寮等を建てておる宅地につきましては住宅用地となるわけでございます。それで四十八年、四十九年につきましては、この五十年の五〇%の課税標準に近づけるための移向処置として多少の引き上げが年々行なわれる、こういうことでございます。それから住宅用以外の商店とか、工場に使っておりますところの宅地につきましては五十年におきましては評価額をそのまま課税標準にする。ちょうど住宅用地から見ますと、倍に当たるわけでございますが評価額を一〇〇%課税標準にする、こういうことでございます。四十八年、四十九年はそれに近付けるところの要するに移向処置としての課税が行なわれる、こういう内容でございます。

それから電気、ガス税のほうでございますが、電気、ガス税につきましては現行七%の税率を六%にする、それから減免点を電気につきましては八百円であつたものを千円にする。ガス分につきましては千六百円であつた減免点を二千円にする、こういう改定の内容でございます。めくっていただきます。一番最後でございますがこの税率の引き下げ、減免点の引き上げによりまして、平年度三百七十五万五千円の減収、カッコは初年

ふうなことで御報告してございますが、在来家屋はすえ置きてございます。すえ置き課税、それから新築家屋四十七年度中の新築でございますが旧評価基準の一三〇%から一四〇%の課税になる、三〇%から四〇%の税の増額になる、このような内容でございます。

次に条例のほうへ入りたいと思います。条例の十八条の三でございます。これは軽自動車がこの秋から車検を受けるというふうな事態になるわけでございますが、これに対応しまして、納税証明書の発行の改正でございます。それから二十四条、二十四条はさきほど申し上げました障害者、未成年者、老年者、寡婦、こういう方の非課税限度額の引き上げでございます。ですからさきほどのは新設でございますが今説明申し上げました二十四条は改正でございます。それから二十五条これは納税管理人の規定でございますが従来、事務所または事業所といううたい方でございますが、この中に会社の寮を入れる、こういうことでございます。寮が入る改正でございます。それから三十二条は条項の変更で実質的な変更じゃございません。条項の改正ということでございます。それから三十二条、これは所得割の税率の改正、百万以下の課税所得の方の税率を引き下げるという改正でございます。一枚めくっていただきます。四十一条四十一条の規定は納期前納付の規定でございますけれども字句の修正でございます。改正でございます。それから四十九条、

度でございます。初年度というのは四十八年度でございます。三百八万七千円の減収、それから税率の改正に伴うところの減収でございますが平年度、四十九年度以降でございますが二十四万三千円の減収、それで四十八年度は初年度でございますが一千二万円の減収とこういう内容でございます。これが改正の骨子でございます。

それからもう一点でございますが、これも十二月の議会で概略の御了解、報告をしまして御了解賜つてゐる事項でございますが宅地の評価替へてございます。宅地の評価替へは従来多摩平の基準地、坪当り二十四万であつたものが四十八年度、基準年度でございますので五十三万円に変わるということでございます。二二〇%の値上がりでございます。それから日野市全体の宅地の平均指示額、平均額は従来四十五年でございますと、二万二千二百三十四円でございます。これが四十八年度からは四万二千八百四十四円、こう変わるわけでございます。一八二%の上昇ということになるわけでございます。それから農地、山林の評価替へてございます。調整区域の農地でございますが三十八年度ベースの一〇%引き上げとなります。ですから市街化区域内の山林でございます。これは二〇%の引き上げとなりますそれから調整区域内の山林でございますがこれは一〇%の引き上げとなります。それから家屋の評価替へてございます。これは十二月議会に九年ぶりの評価基準の改正によるもの、という

これは法人所得割の不足税額の納付を規定した条項でございますが、字句の修正でございます。改正でございます。それから五十二条、これは退職分離課税の税率の引き下げでございます。これも十万以下の方の税率の軽減でございます。さつき御説明申し上げました三十二条と同様の趣旨でございます。改正点でございます。それから五十二条、五十二条も同じく退職所得の特別徴収の規定でございます。字句の修正でございます。それから五十五条これは固定資産税の非課税施設の規定でございます。この中にございましてところの助産婦とか診療放射線技師、診療エックス線技師、それから臨床検査技師、衛生検査技師等を養成する養成所を非課税とするという規定でございます。それから六十条、これはさつき説明申し上げました住宅用地につきましては、今後課税標準を評価額の二分の一にするという規定でございます。それから六十二条は固定資産税の減免点の引き上げでございます。八万円を十五万円にするというのが土地五万円を八万円にするというのが家屋、三十万を百万にするというのが償却資産でございます。改正でございます。それから七十条は改正でございますけれども、新築家屋の減免の申告、新しく家を造つた場合には固定資産税が半分になると、そういう新築した方の申告、市長あての申告でございます。それから七十三条、これは改正ではなくって新設でございます。宅地の家、住宅用地、自分の使っている宅地は住宅用であるという

場合には住宅用地の申告というのが必要であるところいうことでございます。それから一枚めくっていただきまして七十三条の三の二項でございます。これは住宅用地から住宅用以外の宅地、商店だとか工場にした場合の変更の申告でございます。それから七十四条、これは固定資産に関する申告をしなかった場合の料金の規定でございます七十四条は。内容は字句の修正でございます。それから九十七条は電気ガス税の税率の引き下げでございます。七%を六%にすると、こういう内容でございます。改正でございます。それから九十八条でございます。電気ガス税の普通徴収の規定でございます。通常は特別徴収でございますが、ここにございますように社会福祉施設等の本来の行務のために電気ガス税を使った分については、それは非課税なんだと。それ以外の家庭用に使ったり、本来の行務以外に使ったものにつきましては申告して税金を納める。それについては普通徴収という手続きでございます。その条項でございます。字句の修正でございます。百四十二条でございます。これは電気ガス税の非課税の規定でございますけれども、この百四十二条の中に新しくきつき申し上げました社会福祉施設を加入するということでございます。それを入れるということでございます。それから百六条でございますけれども、電気ガス税の申告の規定でございます。この中にも新たに社会福祉施設を加入するということによる改正でございます。百九条、これは電気ガス税

個人の非住宅用地、四十八年については住宅用地と同じように一五%にするとこういうことでございます。それから付則の十二条でございますが、法人の非住宅用地、これにつきましては四十八年度評価額と従来の四十八年度の従来の負担調整によるところの課税標準の差額の三分の二を控除するということでございます。裏返していいますと従来の課税標準、プラス差額の三分の一ということになるわけです。差額の三分の一をプラスしたものが四十八年度の課税標準になると。四十九年度は差額の三分の二をプラスしたものが課税標準になるとこういう規定でございます。それから十二条の二の二項でございます。二項につきましては四十九年度の個人の非住宅用地の税額の算定でございますが、これにつきましては四十八年度の従来の課税標準プラス評価額との差額の半分を控除すると。差額の半分を足したものを課税標準にするということでございますので、大体評価の六〇%が課税標準になるという規定でございます。一枚めくっていただきます。付則の十六条でございます。減免点の適用に関する規定でございます。ここで住宅用地とか、非住宅用地とか、あるいは四十八、四十九年度の新しい負担調整の特例、五十年度がその負担調整を終わらせて五〇%の住宅用地の課税標準、あるいは非住宅用地につきましては評価額がそのまま課税標準になるというふうなことで減免点の取り方が毎年違ってまいりますので、それに対応しましたところの減免

の非課税明細のケースということで、この中に社会福祉施設を新しく入れるということでございます。それから、これから今までの普通の市税条例の本条項でございましたけれども、これは改正付則でございます。付則へ入ります。付則の八条、これは肉用牛肉を取るための牛を飼っておつてそれを売却した場合の売却益につきましては、地方税の市民税を掛けないという規定でございます。これは租税特別措置法と同じ取り扱いでございます。従来も日野市においてそういう取り扱いをしております。ただ五十三年までその規定を延長するというところでございます。それから付則の十一條、これは固定資産の用語の意義を規定した条項でございます。その意義の中に新しく住宅用地と非住宅用地という用語を入れるという改正でございます。一枚めくっていただきます。付則の十二条でございますが、宅地の負担調整の規定でございます。それで従来の負担調整ではなかつて、昭和五十年までに住宅用地につきましては評価額の二分の一を課税標準にすると。それから非住宅用地につきまして評価額を一〇〇%課税標準にする。それに近づけるための四十八年、四十九年の新しい負担調整処理を講ずるんだという内容でございます。それで二項につきましてはその負担調整の内容でございますけれども、住宅用地につきましては四十八年度大体評価額の一五%ペースにするんだと。四十五年は三〇%にするんだと、それで五十年は五〇%になるわけです。それから

点の適用に関する特令でございます。それから施行規則のほうにまいります。それで施行期日となっておりますこの第一条は九十八条の第一項というのは社会福祉施設のことでございます。百四十二条の第一項というのは電気ガス税の非課税の条項で、これはやはり社会福祉の施設のことを言い表わしているわけでございます。これを概略して申し上げますと、電気ガス税の税率は十月から適用するんだと。それから減免点の引き上げは六月一日から適用するんだと。こういう内容でございます。付則の二条のほうでございますけれども、退職手当の課税を除くところの市民税については四十八年度分から適用するんだと、これが二条でございます。二条の二項のほうでございますが、これは退職手当のほうのことを書いておるわけでございますが、新条例の一月一日以後の支払うべき退職手当の課税については一月一日以前の支払うべきものについては従前の例によるんだと。いうことでございます。一月一日以後は新条例、一月一日以前の支払いにかかるものは旧条例でやってもらう。三項でございます。法の施行日というのは四月の二十六日でございますが、この退職手当につきましては法の施行日以後については新条例で処理すると。四月の二十六日以前に支払われた退職手当については従前の例で処理するんだと。同じ二条の二項と三項の中で非常に理解しがたいような状況になっているわけですが、四項の中にはその矛盾を解消するため過誤納税額の還付ということ

が規定されておるわけでございます。これは本人へ直接還付するんだとこういうことでございます。それから五項のほうは、これは二カ所から同じ人が同じ年に二カ所から退職手当をもらった場合の計算、獲得税額の処理でございます。それから三条でございますが、三条は固定資産の改正でございますが四十八年度から適用すると。新しい減免点だとかそういうものの取り扱いは四十八年度から適用するところという状況でございます。二項のほうは住宅用地の申告、一月一日でありますけれども、四十八年度はすでに経過しておりますので、十月一日に申告してほしいという条項でございます。それから住宅用地から非住宅用地の変更の申請でございますが、これにつきましては、四十九年度から申告してもらうと、四十八年度は申告しなくてよろしいと、これが二項の後段でございます。それから四条、住宅用地の申告がなくて認定しがたい場合の税の付け方でございますが、仮算定でお掛けしますところという条項でございます。後で二項のほうは、後で本算定をした場合には獲得税額を処理いたしますところという条項でございます。それから三項のほうは旧算定、旧、新しい条例じゃなくって古い地方税法、あるいは古い市税条例で固定資産税を付加した場合の旧算定の過不足税額の処理がこの三項に規定されておるわけでございます。それから最後に五条でございます。五条の第一項は電気ガス税の改正規定中税率以外の改正は六月一日から適用するんだと、こ

れが一項でございます。それから二項のほうは電気ガス税の改正税率は十月一日から適用いたしますと、こういう改正でございます。以上概略でございますが御説明申し上げた次第でございます。

○議長（伊藤 定君） これより質疑に入ります。池田重太郎君。

○六番（池田重太郎君） さっきの説明の、この三項の中に二ページですか、住民税の減収見込み額というのがあるわけですが、これは平年度ですか、それとも四十八年度ですかそれと、それから当然ながら所得控除の引き上げだとか、または率の引き下げ、または減免点の問題、いろいろこれ増減があるわけですが、これは全般的にしましてですね、平年度においてどのくらいの増減差というものが出てくるということが分かるかどうかということですね。少なくとも四十八年度中においてこういった移動によつてどのくらいの増になるものか減になるのか。どうも今説まれたことでちょっと分からないんですが、その辺もしお分かりならばお願いいたします。

○議長（伊藤 定君） 市民部長。

○市民部長（赤松行雄君） 電気ガス税の場合には六月一日から実施するとか、税率のほうは十月一日からだというふうに年度途中から発足しますんで、初年度と平年度というふうな二色のあれが出てくるわけなんです、この市民税の場合に

○議長（伊藤 定君） はかに御質疑はありませんか。
剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君） この条例は法律に基づいて減税するその基準を定めたようであります、市長がこの立会演説の時に膨大なただやると言うことを言いましたし、減税もするし、あれもやるこれもやると盛りだくさんな華やかな公約をやったわけあります、その身代わりとして財源は法人に対して最高度に付加するんだと。市民に対する負担は軽減するんだとこういうことを私は第一小学校でお伺いしたんですが、はでな拍手を浴びて華やかだったんですが、それはそれといたしましてそういう細かい項目については一般質問でまた六月議会にお伺いしたいと思うんですが、この条例の中に非常に初歩的なんで恐縮なんですけれども、その前市長ではやれなかったことを私が出たらやりますという公約に基づいてこの税条例が改正されてあるだろうと思うんですけれども、それはどこにうたつてあるのか、それによつて計算は六月予算に出すんだろうと思いますので今ここで計算は要求しませんけれども、大体どれほどあるのか。もしないとする、その以上二つの問題がないとするならばどの条例でそういう措置をされるのか。その点についてお伺いいたします。

○議長（伊藤 定君） 市長答弁。

○市長（森田喜美男君） ただいまの質問につきまして

はさつき御説明申し上げましたように、四十八年度分からというふうなことで一年すっぽり入りますので初年度、平年度の差額は出てこないではないかということで、私たちの計算は今の年度の予算で計算しましたので、現在日野の給与水準だとか、あるいは所得割を納めている方のというものの直接の条件から引き出してありますので、そう間違つた計算ではないということと、平年度、初年度の区別はなからうというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○六番（池田重太郎君） それは分かるんですが、やはり若干の増減差が当然出てくるわけですよね。だから推定的でけつこうですよ、細かい数字は。このくらい増収になるんだとか、こういった平年度におきまして電気ガス税、市税全般を含めましてどういふふうな結果が出るだろうということなんです。

○市民部長（赤松行雄君） ちょうどここで市民税の特別徴収だとか令書を出さなきゃならないのが来ているわけなんです、その計算によりますと予算をお願いしてございませう額よりも、平年度ですと給与所得あるいは普通徴収、あるいは土地を売った方の譲渡所得等も多少予算以上の税収が六月に入ってくる。五月末六月に入りますと見通しがきくわけなんです、ここでいろいろ算定しました結果では予算どおり大体大幅には殖えないと例年と違って、大幅には殖えない見通しになっているわけです。そういう状況なんです。

一つの基本的な考え方といたしましては、なるべく市民の生活にかかわる税でありますとか公共料金でありますとかそういうものにつきましては、なるべく軽減をするということは、これは当然のことであると思えますし、それから一方法人という面におきまして、もし増徴の可能性のある分野があれば、これは減免点等の市の裁量の範囲で行なえる分野があれば、これは考える必要があるという考え方であります。それで今回のこの条例改正に当たりましては、これは法改正に源を発しているものでありますし、特に令書等を発行しなきゃならないという時間的な問題もありまして、これは事務当局がおそらく準則が出たと思えます。それに基づいて行なったものをそのままこれは市の裁量の届かない範囲のものであるという考え方で、条例案を制定したということがあります。

○議長（伊藤 定君） 剣持佐吉君。

○十五番（剣持佐吉君） 分かりました。この条例にはそれでは法人に対するあの公約は盛られていないということに理解したいと思えます。それで喜しければそういうふうに理解いたします。公約とそういう条例改正の問題とか、あるいは今後の増収をどうはるかという問題については一般質問がこの場では許されておられませんので六月の議会に譲ることとして以上三つのことについては、それではこの条例では方法が講じられていないというように受け取りましてよろしければそれ

で質問を打ち切ります。

○議長（伊藤 定君） 滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君） 七十条について再度説明をしていただきたいと思うんでよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 定君） 市民部長。

○市民部長（赤松行雄君） 新築家屋に対する固定資産税の減額の規定でございます。これは新築家屋ですね、普通の家の場合には三年間ですね、三年間半額ですが、そういう処置があるわけですね、それでそういう市の新築家屋に対する勤労者等の持ち家の奨励という意味での減額なんです、そういう減額の処置を受けたい人間の申告なわけです。

○議長（伊藤 定君） 滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君） そうしますとですね、三年間というのは結局申告をしなければそのままであるし、申告をしたら半額になるのか、その点と、それからちょっと良く分かりますが「当該年度の初日の属する年の一月三十一日まで」ということなんだけど、この点が分からないんで、そうすると申告をした者だけが三年間半額で、申告をしなきゃそのままになるのか、その点をちょっと伺いたします。

○議長（伊藤 定君） 市民部長。

○市民部長（赤松行雄君） 最初に字句的なことから御説明申し上げたいと思います。年度というのは四月一日から始

まるわけなんです、四月一日の属する年というのは、要するに四十八年度というのは四月一日からスタートするわけですね

その年の（二十二番議員「それは分かるんです。その年の前にさかのぼるわけで、一月三十一日に。」）そうです。その年の一月三十一日にさかのぼるわけです。それから詳しく内容を申し上げますと、従来もこういう規定は必要だったわけです。市税条例の中にこれはなかったわけです。それで新しく、もともこの七十条というのは削除されました、死んでいた条項なんです。それを新築家屋に対するというふうなことで、この条項を新しく生かしましてこういう条項を新しく改正として入れたわけでございますが、従来から必要だったわけです。ですから申告はなるべくしていただきたいというふうに考えております。ただし新築家屋の捕らえるのは、市のほうで自動車や自転車やバイクに乗りまして、課税する場合には窓取りとか建築用材とか全部建築単価を調査するわけですね、それで把握もしておりますので、必ずしも申告しなくとも従来どおりそういう新築家屋に対する半分の減額は行なわなきゃならないと。（二十二番議員「できるんですね。」）はいできます。そういうことです。

○議長（伊藤 定君） ほかに御質疑はありませんか。
滝瀬政吉君。

○二十二番（滝瀬政吉君） 確認したいんですが、そう

しますと三年間だけは新築については半額ということと申告をしなくてもそのとおりおやりになっているということですね。

○市民部長（赤松行雄君） はい。それからですね。三年間というのは個人の一階とか二階の木造の場合なんです、後公団住宅なんかの場合は四階、五階ごとに減免の年は五年間というふうに伸びているわけです。（二十二番議員「それは関係ないんだな。」）いや同じ条項なんです。

○二十二番（滝瀬政吉君） 分かりました。

○議長（伊藤 定君） ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤 定君） 御異議ないものと認めます。よって議案第四十三号日野市市税条例の一部改正の件は原案のとおり可決されました。

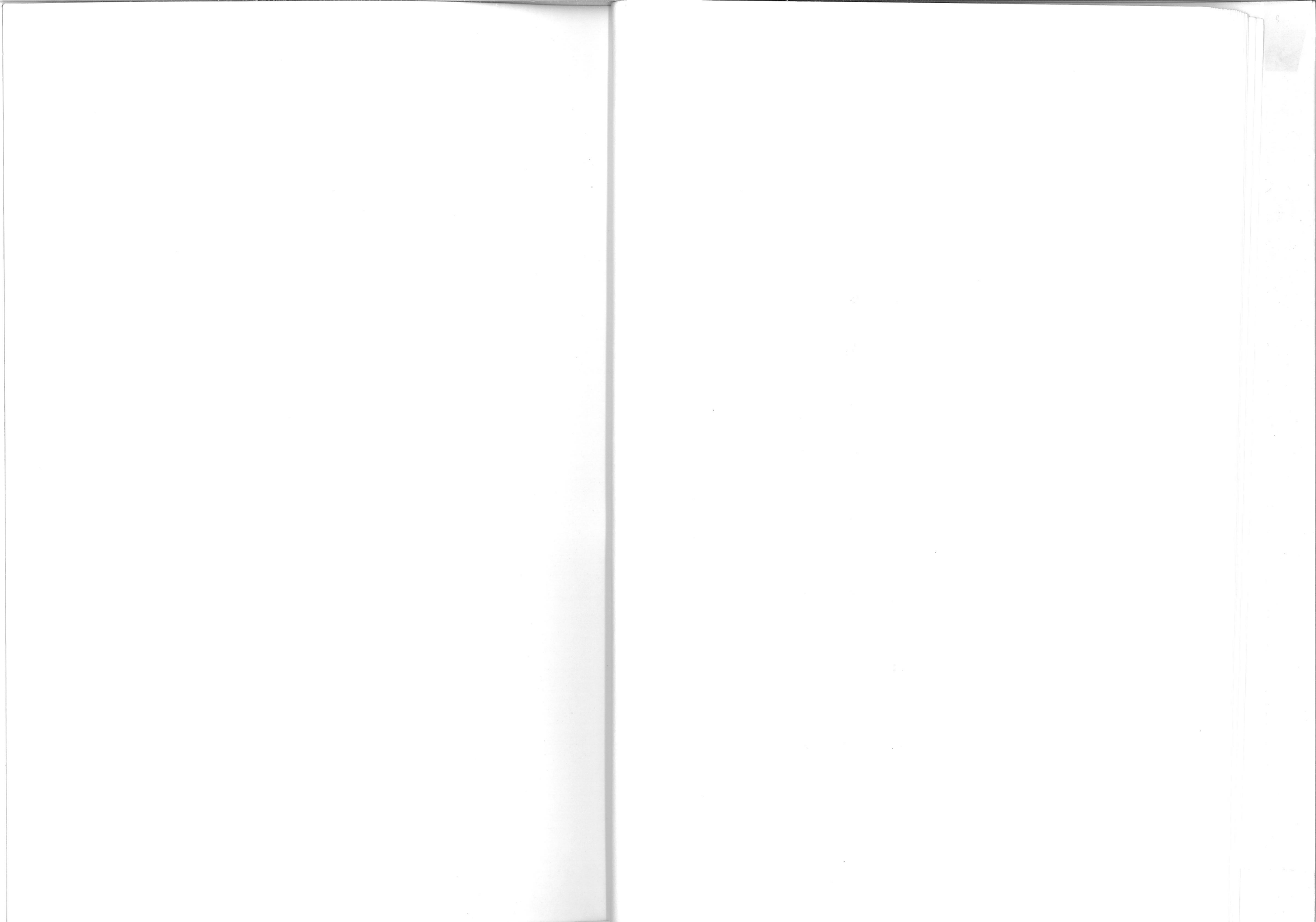
日程はすべて終わりました。これにて昭和四十八年第一回日
野市議会臨時会を閉会いたします。

午後五時二十七分閉会

右会議の次第は、書記の記載したものでありその内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和四十八年 月 日

日野市議会議長	伊藤
署名議員	大柄
署名議員	岩沢
	哲夫
	保定



日
野
市
立
図
書
館
蔵

日野市立図書館 81-7354



1374642